

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年10月29日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

まずは、1.原子力規制委員会につきまして。

(1) 第39回原子力規制委員会、議題は5つございます。

1つ目、「公益財団法人原子力安全技術センター『登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関』の登録について」。こちらは、9月1日に放射性同位元素等規制法、いわゆるRI法が施行されまして、それに基づきまして、事業者におきまして特定放射性同位元素防護管理者が選任されます。その選任された特定放射性同位元素防護管理者は講習を受けなければならないとRI法に基づいてされておりまして、その定期講習機関として申請を行った公益財団法人原子力安全技術センターの登録について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題2「次期中期目標案について（第2回）」。先週10月23日の原子力規制委員会で議論された次期中期目標の項目に関しまして、各委員の作成した案に基づいて委員会で議論が行われるものです。

続きまして、議題3「特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について」。こちらは、九州電力・川内原子力発電所1号機と2号機の特定重大事故等対処施設に関して、その定期検査の対応について、九州電力から10月23日に文書が提出されました。そのことに関して委員会に報告するとともに、今後の対応について諮るものです。

続きまして、議題4「東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正並びにこれらに係る意見募集の実施について」。こちらは、5月10日の原子力規制委員会におきまして、東京電力・福島第一原子力発電所の規制の見直しの方向性について了解が得られました。これを踏まえ、関係する原子力規制委員会規則と告示の改正案を委員会に報告するとともに、意見募集の実施について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題5「令和元年度第2四半期の保安検査の実施状況等について」。こち

らは、第2四半期に実施した保安検査やLC0逸脱の状況につきまして、委員会に報告を行うものです。

原子力規制委員会の関係は以上となります。

続きまして、2. 審査会合。

1枚おめくりいただきまして、2ページ真ん中から下のほうになります。

10月31日木曜日、(6) 第790回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは議題が事実上3つございます。それぞれ御説明いたします。

1つ目が、四国電力・伊方原子力発電所3号機の保安規定の変更認可申請に関しまして、非常ガスタービン発電機に係る変更認可申請が10月16日にあったことから、その概要の説明を受けるものです。

2つ目、関西電力・高浜発電所1号機、2号機、3号機、4号機の工事計画認可に関しまして、送水車の導入等に係る申請が10月3日にあったことから、その概要について説明を受けるものです。

3点目、中国電力・島根原子力発電所2号機の設置変更許可に関しまして、防波壁の耐震・津波設計方針についての2月26日の会合のコメント回答を受けるとともに、LOCA、いわゆる原子炉冷却材の喪失と、インターフェースシステムLOCA、つまり、原子炉冷却材圧力バウンダリ機能の喪失、これらに関する申請内容の説明を受けるものです。

私からの説明は以上となります。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—